

～愛知県高齢福祉課からのお知らせ～

介護サービス事業所・施設で働く介護職員の処遇改善を支援します。

介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施するために必要な経費を交付します。（本情報は厚生労働省案）

■ 対象となる職種

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■ 1施設・事業所あたりの交付額

総報酬に交付率を乗じた額（交付率は裏面のとおり）

■ 取得要件

- ① 令和4年2月時点において、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所

（特例措置：県独自措置）

令和4年2月から介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの取得（Ⅰ～Ⅲの新規取得、Ⅳ・ⅤからⅠ～Ⅲへの変更）する場合は、**加算届の提出期限を令和4年2月15日（厳守）**までに指定権者へ提出すること。

- ② 賃上げ効果の継続に資するように、**補助額の2/3以上は介護職員等の賃金改善（基本給又は毎月支払われる手当の引き上げ）に充てるものとする。**

- ③ **令和4年2月から実際に賃金改善を行っている事業所（途中からの賃金改善は対象外）**とする。

なお、就業規則等の改訂に時間を要することを考慮し、令和4年2月分を3月分とまとめて支払うこととして差し支えないものとする。

■ 提出書類及び提出期限（様式等は後日ホームページに掲載）

- ① 介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告
令和4年2月末日まで
- ② 介護職員処遇改善支援補助金計画書
令和4年4月15日（厳守）まで

今後、国の交付要綱が発出され次第、県交付要綱等の詳細な情報を県ホームページに掲載しますので、各事業所において適宜確認をお願いします。

【介護職員処遇改善支援補助金 対象サービス別 交付率】

サービス区分	交付率
訪問介護	2. 1%
夜間対応型訪問介護	2. 1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2. 1%
(介護予防) 訪問入浴介護	1. 0%
通所介護	1. 0%
地域密着型通所介護	1. 0%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0. 9%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1. 4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1. 4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 1%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1. 6%
看護小規模多機能型居宅介護	1. 6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2. 0%
介護福祉施設サービス	1. 4%
地域密着型介護老人福祉施設	1. 4%
(介護予防) 短期入所生活介護	1. 4%
介護保健施設サービス	0. 8%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	0. 8%
介護療養施設サービス	0. 5%
(介護予防) 短期入所療養介護(病院等(老健以外))	0. 5%
介護医療院サービス	0. 5%
(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	0. 5%

※ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。

<高齢福祉課ホームページ>

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r3shogukaizen-kouhukin.html>

(処遇改善加算に関する問い合わせ)

高齢福祉課、各県福祉相談センター、各市町村等の指定権者

(介護職員処遇改善支援補助金に関する問い合わせ)

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ

電話 052-954-6289 (受付: 平日の午前9時から午後5時まで)

(県ホームページに詳細が掲載後にお問い合わせください。)

